

下関市余裕期間制度活用工事に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市が発注する建設工事において、建設労働者の確保や建設資材の調達等を行うことができる余裕期間を設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事着手日

発注者が指定、又は、受注者が選択する工事の着手日をいう。

(2) 工事着手期限日

受注者が工事着手日として選択することができる最も遅い日で、発注者が発注時に指定する日をいう。

(3) 余裕期間

契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間をいう。

(4) 実工期

工事着手日から工事完成日までの工事を実施するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む期間をいう。

(5) 契約期間

余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度活用工事の対象工事は、緊急性のある工事その他余裕期間を設定することが適当でない工事を除く建設工事の中から、発注者が選定する。

(余裕期間制度の方式)

第4条 余裕期間制度の方式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事着手日を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限日までに、受注者が工事着手日を選択する方式

(余裕期間の設定等)

第5条 余裕期間は、60日を超えない範囲内で設定する。

2 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行わない。

(実工期の設定等)

第6条 実工期の設定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定方式の場合は、発注者において、工事着手日及び工事完成日を設定する。

(2) 任意着手方式の場合は、受注者において、工事着手期限日までの間で工事着手日を任意に設定し、落札決定日の翌日までに工事着手日通知書(様式第1号)を発注者に提出することにより、工事着手日及び工事完成日を設定する。

2 工事請負契約書へ記載する工期は、実工期とする。

3 工事着手日を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議の上、実工期に係る変更契約を行うことができる。

(前金払)

第7条 受注者は、工事着手日以降に、前払金の支払を請求することができる。

(技術者等の配置)

第8条 余裕期間は、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに現場代理人(以下「技術者等」という。)を配置することを要しない。

2 受注者が工事着手日に技術者等を配置できない場合には、発注者は、工事請負契約書に基づく契約解除を行うものとする。

(余裕期間の現場管理等)

第9条 余裕期間制度活用工事における受注者の現場管理責任は、工事着手日から発生するものとする。

2 受注者は、余裕期間に、現場に搬入しない資材等の手配及び書類

作成等の準備を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備を含め、工事に着手してはならない。

3 前項に定める余裕期間に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

(発注時の条件明示)

第10条 余裕期間制度活用工事を発注する場合は、現場説明書及び入札公告又は通知に次に掲げる内容を明示するものとする。

(1) 余裕期間制度活用工事であること。

(2) 余裕期間制度の方式に関すること。

(3) 余裕期間及び実工期（工事着手日又は工事着手期限日）に関すること。

(契約保証の期間)

第11条 余裕期間制度活用工事の契約保証期間は、契約期間を含むものとする。

(工程表)

第12条 工事請負契約書に基づく工程表は、余裕期間を記入したものを提出させるものとする。

(工事实績情報システム（CORINS）の登録)

第13条 受注者が、工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者情報（従事期間）は、工事請負契約書に記載された実工期とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

工事着手日通知書

年 月 日

（宛先） 下関市長

（受注者） 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記の工事について、工事着手日を定めましたので、通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工事着手日	年 月 日

- （注） 1 「任意着手方式」による工事の場合に提出すること。
2 落札決定日の翌日までに提出すること。
3 工事着手日は、下関市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除くこと。